

令和8年度第3回

下松市農業委員会総会議事録

令和8年6月9日（火）10時から
下松市役所4階 庁議室

発言内容については、要旨を記載しています。
個人情報に関連する部分等については●で消しています。

令和8年度第3回下松市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和8年6月9日（火） 10時から

2 開催場所 下松市役所 4階 庁議室

3 農業委員

・出席（8人）

会長 5番 清水 守

会長職務代理者 3番 河村 真弓

1番 内山 禮介 2番 大本 博秀 4番 近藤 政司 6番 田中 結

7番 藤田 善江 8番 松村 将吾

・欠席（0人）

4 農地利用最適化推進委員（全員出席要請）

・出席（6人）

1番 貞久 晋 2番 藤井 清隆 3番 小林 克美 4番 金藤 哲夫

5番 弘中 健治 6番 本村 学

・欠席（0人）

5 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員及び会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく

農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）

議案第4号 現況確認書について（調整区域）

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員

局 長 中田 量寄

書 記 古谷 大亮

7 会議の概要

会議の概要については次のとおり

第3回 定例総会 会議の概要

事務局	定例総会を開催する前に農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に関するお知らせがあります。 委員に申込みいただきましてありがとうございます。本日お配りした内定通知がございます。選任の状況ですが、正式決定までにまだ時間がございますが、候補者評価等評価委員会で候補者として選ばれ、農業委員につきましてはただいま6月の市議会にて任命について同意をいただく手続きをしております。農地利用最適化推進委員につきましては、新農業委員が決まって最初の農業委員会で正式に委嘱される予定としております。そこで本日は正式決定前ではございますが、委員候補者として内定している旨の文書を皆様にお渡しします。名前等ご確認ください。 何かありましたら、事務局や農林水産課までお願いします。お知らせは以上です。 それでは、ただ今より6月の定例総会を開催いたします。農業委員の欠席はございませんので、出席委員は8名です。農業委員の過半数が出席していますので、下松市農業委員会会議規則第7条により定足数を満たしており、総会は成立している事を報告致します。なお、検討事項があるため推進委員全員に出席をお願いしております。 それでは議長お願いします。
議長	おはようございます。本日の議事録署名人は内山禮介委員と松村将吾委員にお願い致します。書記の方は事務局にお願いします。 議案第1号受付番号1番については、田中結委員が関係するものでありますから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、審議採決終了まで田中結委員には、退席していただきます。 （ 田中結委員 退席 ） それではよろしくお願いします。
事務局	議案書1ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明します。申請は1件です。それでは受付番号1番について説明します。対象土地は7筆ありまして、いずれも市街化区域内の農地です。土地の所在は大字●●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●、●●●●番●。地目はいずれも登記簿畑、現況畑、面積は順に2, 142㎡、36㎡、80㎡、5, 818㎡、36㎡、13㎡、102㎡で、合計8, 227㎡です。権利の内容は使用貸借で更新となります。貸付人は●●●●●さん、借受人は●●●●●さんです。調査報告は近藤政司委員です。よろしくお願いします。

議 長	近藤政司委員、お願いします。
近 藤 委 員	ご報告いたします。５月２７日に現地に行って調査をしてまいりました。５ページをご覧ください。申請地と書かれた場所になります。じゃがいも、ねぎ等色々植えてありまして、適切に管理されており、この申請地はもう何回審査があったか、継続でずっとやってこられまして、問題はないと思います。ご審議よろしくお願いいいたします。
議 長	近藤政司委員、ありがとうございます。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。 これは継続ですので、特に問題はないだろうと思います。現地は私も確認しましたが、十分耕作をされておりますし、周辺に迷惑が及ぶこともございませんので、近藤委員さんが言われた通りだと思います。 他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第１号受付番号１番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。 （ 全 員 挙 手 ） はい。全員でございます。議案第１号受付番号１番は原案の通り承認致します。では田中結委員お戻りください。 （ 田 中 結 委 員 着 席 ） 次、事務局お願いします。
事 務 局	議案書６ページをご覧ください。議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明します。申請は１件です。 それでは受付番号１番について説明します。対象土地は２筆ありまして、土地の所在は大字●●●●●●番、●●●●番●●。地目はいずれも登記簿畑、現況畑、農振区分は農用地区域外の第２種農地となります。面積は順に３１７㎡、１１９㎡で、合計４３６㎡です。申請人は●●●●さん、自己転用で転用目的は、自己用住宅の建築になります。 なお、当該地のうち●●●●番については昨年の●●月総会で農業振興地域整備計画の一部変更について、住宅を建築する目的での除外について協議しておりまして、●月●●日に農振農用地から除外されております。通常であれば農振除外、農地転用許可、着工という流れになりますが、本件につきましては、転用申請後の委員調査の段階になりますが、５月末に藤井推進員が現場に調査に行った際に、すでに着工していることが判明しました。その後貞久推進員が現場を確認し、事務局も６月１日に状況を確認しました。状況としてはすでに●●の住宅ですが、箱ものができている状況でした。そこで、すぐに施工業者に連絡、経緯の説明を受けました。●●地区は都市計画区域外ということで、

		建築確認、開発許可がいないということもあり、農振除外が下りれば、着工できると誤認していたとのごことでございました。しかし農地転用許可前の着工は認められないので、業者には顛末書の提出と許可まで工事を進めないように指示をしたところです。顛末書は●月●日に提出されております。顛末書において今後は今回のような事態が二度と発生しないよう、農地法をはじめとする関係法令について社内教育を実施、行政機関との事前協議及び確認を実施して法令順守の徹底に努めていくとしております。それでは調査報告は貞久晋推進委員です。よろしくお願いします。
議	長	貞久晋推進委員、お願いします。
	貞久(推)委員	報告いたします。6ページにありますように、転用理由としては、現在の自宅が45年以上と古く、今後住むに当たって、耐震性に不安があり、親から相続した土地であって、管理をしていくのにも困難で、隣の畑の所にご兄弟で住む新築住宅を建てるという理由であります。場所は10ページで、●●●●●●●●から入って●●●●から奥に入った●●地区となります。私は5月30日に現地に行きましたが、夜勤明けで●●さんが就寝しておられて、直接お話しはできませんでした。そのご近所に、元●●民生委員さんがいらっしゃいましたので、概略を聞き取ることができました。10ページにありますように、姉の●●さんと●●さんで、申請地の●●●●—●で暮らしていらっしゃるそうです。家の前にある水田は、今は遊休農地ですが、草刈りをしてちゃんと管理をされているので、いつでも稲作もしくは畑作ができる状況を確認できました。自宅を新築することへの周辺水路への影響等は問題ありませんでした。以上調査報告を終わります。
議	長	貞久晋推進委員、ありがとうございます。ただ今調査委員から説明がありましたが、ご意見がございましたらお願いします。どなたかございませんか。意見もないようですので採決をいたします。議案第2号受付番号1番についてはこれを可とする方は挙手をお願いします。 (全員挙手) はい。全員でございます。議案第2号受付番号1番は農地法第4条許可相当として山口県農業会議の常設審議委員会の報告事案と致します。次、事務局お願いします。
事	務	局 議案書11ページをご覧ください。 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について（一括方式）です。申請は2件です。 それでは受付番号1番について説明します。対象の土地は2筆ありまして、土地の所在は大字●●●●丁目●●●番●、●●●番。地目はいずれも登記簿田、

		現況田、農振区分は農用地区域外で、面積は順に1,061㎡、413㎡、合計1,474㎡です。利用権を設定する者は●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●●さん、内容は使用貸借の更新で、期間は令和8年●月●●日から10年間です。調査報告は小林克美推進委員です。よろしくお願いします。
議	長	小林克美推進委員、お願いします。
小林(推)委員		5月30日に連絡いたしまして、お母さんと息子さんとお会いして、事情を聞きました。●●●の●丁目ということで、近藤委員さんにも状況をよく知っていらっしゃるということで同伴いただきました。色々と現地でお話しました。場所は14ページにあります、●●●のグランドのすぐ近くです。息子さんは経験はそんなにないということでしたが、今後を考えれば自分の自宅のすぐ前にも土地がありまして、農業をしていただくのはいいんじゃないかと思いました。以上です。
議	長	小林克美推進委員、ありがとうございました。 次、事務局お願いします。
事 務 局		それでは受付番号2番について説明します。対象の土地は1筆ありまして、土地の所在は大字●●●●●●●番●、地目は登記簿田、現況田、農振区分は農業振興地域外で、面積は1,081㎡です。利用権を設定する者は●●●●●さんの代表相続人である●●●●●さん、利用権の設定を受ける者は、●●●●●さん、内容は使用貸借の更新で、期間は令和8年●月●●日から10年間です。調査報告は藤田善江委員です。よろしくお願いします。
議	長	藤田善江委員、お願いします。
藤 田 委 員		それでは報告します。これは更新になります。5月30日に現地調査に行ってきた。場所は17ページをご覧ください。●●●●●から20分くらい行った、●●になります。●●の公民館から約100m入った所です。貸し手の●●●●●さんは代表相続人で、登記名義人の●●●●●さんです。借り手の●●●●●さんは●●さんの隣の田んぼや、周辺の田んぼをきちんと管理されています。調査に行った時は、もう既に田植えがされ、きちんと管理されていました。●●●さんは若手なのでこれから高齢化の進む●●の●●の農地を守って欲しいと思います。ご審議よろしくお願いします。
議	長	藤田善江委員、ありがとうございました。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。 意見もないようですので採決をします。議案第3号受付番号1番、2番についてこれを可とする方は挙手をお願いします。

	(全員挙手) はい。全員でございます。議案第 3 号受付番号 1 番、2 番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。
事務局	それでは議案書 18 ページをご覧ください。議案第 4 号、現況確認書（調整区域）についてご説明いたします。申請は 2 件です。 それでは受付番号 1 番について説明します。対象土地は 3 筆ありまして、土地の所在は大字●●●、●●●番●、●●●番●、●●●番●。地目はいずれも登記簿畑、農振区分は農用地区域外、面積は順に、4, 306 m²、63 m²、130 m²で合計 4, 499 m²です。所有者は●●●●●さん、非農地として認定して良いかの承認となります。申請地は 30 年以上耕作しておらず、●●●番●は荒廃、●●●番●と●●●番●は通路として利用されているとのことです。調査報告は田中結委員です。よろしくお願いします。
議長	田中結委員、お願いします。
田中委員	報告いたします。19 ページをご覧ください。場所ですが、●●●●●●からまっすぐ●●●方面に向かうと、●●●●●●へ行く Y 字路があるのですが、そちらではなく、●●●のまま少し進んで山の奥になります。6 月 3 日に現地調査に行って来ました。別紙の写真も併せてご覧ください。●●●—●と●●●—●については、写真でも確認できると思うのですが、白い石が敷かれていて、通路のようになっていました。●●●—●については、手前に同じように白い石が入っていて、奥にも木や竹が生い茂っている状態でした。畑に戻すのは難しいと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	田中結委員、ありがとうございました。 次、事務局お願いします。
事務局	次に受付番号 2 番について説明します。対象土地は 3 筆ありまして、土地の所在は大字●●●●、●●●番、●●●番、●●●番●。地目は順に登記簿田、田、畑。農振区分は農業振興地域外、面積は順に、426 m²、1, 676 m²、244 m²で合計 2, 346 m²です。所有者は●●●●●さん、非農地として認定して良いかの承認となります。申請地は 30 年以上耕作しておらず、現状、竹が一面に生えている状況とのことです。調査報告は内山禮介委員です。よろしくお願いします。
議長	内山禮介委員、お願いします。
内山禮介委員	はい、報告します。場所は 20 ページにあります、●●●の昔の●●●●●●。

今は●●●●が開設されていないとのことでした。途中から車が入れなくて、徒歩で歩いて行ってまいりました。6月3日に現地に行ったのですが、添付書類の写真がありますが、まさにこの通りの状況でした。暖竹という海岸によく生えている、シュロみたいな小さい竹みたいなのが一面ぎっしり生えておりました。地番に沿って確認したいと思ったのですが、とても中に入れるような状態ではなくて、一面こういう写真のような状況でございました。当日の午後に申請者の●●さんにお話を伺いましたが、お父さんが生きておられた頃は、耕運機で田んぼと畑を耕作していたと。不確かだけれども30年くらい前から一切手入れをしていない状態だそうです。ここにお父さんと自分も住んでいた家と土地があったのだけれども、それも手放したということで、今は●●●●に本拠地を構えているので、この土地を現状に登記を合わせて、手放したい、その為に現況確認をお願いしたい。こういう事でした。以上報告します。

議 長 内山禮介委員、ありがとうございます。ただいま調査委員から説明がありましたが、ご意見がありましたらお願いします。

大 本 委員 すみません。手放したいというのはどういう意味ですか？

議 長 売りたいということでしょう。

大 本 委員 売れるのですか？

内 山 委員 それは分かりません。

議 長 受付番号1番について、私の方から意見を言いたいと思います。これは色々な問題があって、過去産業廃棄物を捨てたとかありまして、現在に至っております。私も現地は何度か確認をしておりますが、周辺には家もありましてですね、現況確認で農地以外に落としていいものか判断をしました。隣接者の同意は取っておられませんが、現況が竹藪、孟宗竹でびっしりと生えておりまして、原状に復することは困難であろうと思われました。その隣接の所有者の方を存じておりますけれど、その方に迷惑がかからないかなと心配で2度ばかり見に行きましたが、迷惑をかけることもないであろうと判断をいたします。事務局や調査委員さんにもお願いしたいことは、現況確認をする場合は、申請地の隣接地の所有者は、畑、農地で作るのか、或いはその近くに家はあるのか、その辺を含めて調査をされて、現況確認をした後に、周辺の農地に迷惑のかからないように聴取して調査をしていただきたい。これはなぜ申し上げるのかといいますと、当然農地を荒らしますと山になる、原野になるわけですが、その場合隣接者が耕作しておりますと、非常に迷惑を及ぼすということになります。なかなか相続をして遠くの方に行って農地が管理できない、山になりました、農地から外してくださいと一連の流れで出てくるのですが、その場合に隣接者はそっちのつけということになりかねませんので、周辺の状況によっては、隣接

者の同意を出来ればとっていただくように、現況確認については特に調査委員、事務局に私の意見を取り入れていただくようお願いをしておきます。

他にご意見はありますか。意見もないようですので採決をします。議案第4号受付番号1番、2番についてはこれを非農地とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい。全員でございます。議案第4号受付番号1番、2番は原案の通り承認致します。次、事務局お願いします。

事務局

はい。その前に、今回の現況確認につきましては、申請者には、隣接の農地には迷惑をかけないようにと申し伝えておきます。

議案書21ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてですが、届出が1件ございました。

添付書類は完備しておりましたので、現地の状況等を確認し、下松市農業委員会規程第10条に基づき、専決により処理いたしました。

報告事項は以上です。

議長

はい。以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。その他について何かありますか。

事務局

はい。ご説明いたします。

まず貸出農地の農地銀行についてです。

(説明)

もし、近辺で探しておられる方がいらっしゃいましたら、情報提供いただければと思います。

続きまして、最適化活動の評語についての情報共有でございます。全体としての評語として、1、2、3、4とございます。こちらが令和7年度の活動の中で、委員のみなさんが感じたことなどを提出いただいて、今現在どういう課題などがあるかというのを、左側の全体としての評語としてまとめております。それに対して、先月みなさんから意見をいただいたものを右側にまとめております。評語については以上です。

次に、令和7年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表に関するものでございます。こちらを下松市、山口県、山口県農業会議に報告しまして、市ホームページ等で公表予定でございます。この内容で公表、報告を予定しております。

以上です。

議

長

はい。報告事項の中で、ご意見がありましたらどうぞ。採決はいたしません。

- ・農地銀行についての補足
- ・評語についてはこれでいいのではないか
- ・実施状況についても問題はない
- ・活動費について

遊休農地は今後更に増加していくことは間違いありません。担い手がなくなるといこと、農業は儲からないといこといこと、遊休農地が益々増加していくことは予測されます。特に条件の悪い農地は放棄されるであろうと。どこの地域に行ってみましても、農業に携わる若い人は見かけません。大体75から80歳の年代の方が一生懸命頑張って何とか現状維持されております。そういった状況の中でこれから農業が盛んになっていくことは考えられませんので、遊休農地は当然増加してくると思います。反面、活動費が減っていくというのはですね、よその市については別として、下松市については、そういう状況の中で活動していけと言われてもなかなか難しい面がある。非常に厳しい農政の中で、今年の水稲の価格は下がるかもしれません。そうすると益々農業を手放したい、耕作を放棄したいという方が現れます。それを何とか食い止める方法は残念ながら難しい状況にあると思いますので、委員の皆さんには今一度奮闘してもらって、耕作放棄地が増えないように頑張ってくださいと思います。

他に何か。

金藤(推)委員

議案第3号受付番号1番ですが、申請地の隣の●●川ですが、大体河川改修が終わっているのですが、一部工事ができない状況の所が、今年度から基本設計を作って河川改修を全体的にやっていきます。そういったこともありますので、●●川の河川改修が始まるよということで、今ご提案されていた●●さんにご了解をいただくことになると思いますので、行政の方で建設部でございまして、情報共有して事前に了解をいただくように手続きを酌んでいただきたらと思います。

それと●●●●●●●●の●●に、これから開発行為で、●●のような●●●●●●●●の計画がされております。ほぼ買収が終わっております。従って●●●●●●●●の●●は木の伐採が始まっております。開発する場合は地区計画を作って正当なものなのかどうなのか行政と協議をしながら、いずれは条例改正等して議会で議決をして皆さんに提示するという事になって、それから開発が始まるわけですが、その周辺での農地、或いは住民への影響があるかもしれませんので、地区計画が上がった時点で結構ですので、そういった情報を農業委員会にも提示していただくということを求めておきます。よろしくお願いいたします。

議

長

はい。これで6月の定例総会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

令和8年6月9日

以上会議の顛末を記録し、相違なきことを証するために署名する。

議 長

清水 亨

署名委員

内山 禮

署名委員

松村 将吾